

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月から52年3月まで

昭和52年3月に結婚し、将来のために加入した方が良いと言う主人の強い勧めで、同年11月頃にA市役所のB支所で国民年金の加入手続きを行い、その頃に未納分の国民年金保険料を一括納付した記憶があるが、未納となっているので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和52年11月頃に国民年金の加入手続きを行い、その頃に、未納分の国民年金保険料を一括納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により同年12月22日以降に払い出され、48年*月*日に遡及して国民年金被保険者資格を取得（60年4月18日に記録訂正により、50年3月31日に変更される。）していることが確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち、50年3月から同年9月までの保険料は時効により納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、「未納分の国民年金保険料はA市役所のB支所で一括納付した。」と主張しているものの、申立期間のうち時効となっていない昭和50年10月から52年3月までの保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、過年度保険料の納付については、市町村役場では収納できないことから、その主張とは符合しない。

さらに、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市町村の国民年金被保険者名簿を確認したが、申立期間の国民年金保険料を過年度納付した形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、過年度納付書の発行手続及び国民年金保険料の納付

状況についての記憶が明確ではない上、保険料を一括納付したのは申立期間の一回のみであると供述しているところ、A市の国民年金被保険者名簿では、加入手続を行った昭和52年度の保険料を、昭和53年1月に一括で納付していることが確認できることから、申立人の一括納付したという記憶は、この納付である可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から48年3月まで

私が昭和45年2月20日にA県B区からC県D市に転入した時に、私の母が、直ちにD市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料は、私の母が納付組織等の集金人に家族三人分（私と両親）の保険料を定期的に納付しており、保険料を遅れて納めたことはないので、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、私の母が納付組織等の集金人に家族三人分を定期的に納付しており、保険料を遅れて納めたことはない。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和48年5月23日以降に払い出され、45年*月*日に遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該払出時点では、申立期間の保険料を現年度納付することはできなかつたものと考えられる。

また、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の母が国民年金の加入手続を行ったとする昭和45年2月20日から48年5月22日までの期間にD市に払い出された手帳記号番号を確認したが、現在の手帳記号番号以外に払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年5月23日以降の時点において、申立人の国民年金保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人の母には遡って保険料

をまとめて納付した記憶は無い上、申立人に係る当該期間におけるオンライン記録、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市町村の国民年金被保険者名簿には、保険料を過年度納付及び特例納付した形跡は見られない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は具体的な記憶が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

このほか、申立人及び申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。